

千葉市が
空き家の橋渡しを
行います！

すまいの リユースネット

千葉市内に使っていない空き家・マンションの空室をお持ちの方

「買い手・借り手」を
探してみませんか？



「空き家」を
利用しませんか？

千葉市内で住む場所・活動する場所をお探しの方

すまいのリユースネットとは

「すまいのリユースネット」とは、市内の空き家・マンションの空室を貸したい・売りたいと考えている所有者の声と、それを活用したいと考えている利用者の声を聴き、両者の声を一致させ結びつける橋渡しを市と不動産団体で協力して行う制度です。（千葉県版空き家バンク）

- 書類の提出先・お問い合わせ先：

千葉市住宅供給公社（すまいのコンシェルジュ）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL 043-245-5690（つながらない場合は、**043-245-7515**）

FAX 043-245-7517 **MAIL gyomu@cjkk.or.jp**

* 申請書は千葉市住宅供給公社、都市安全課などで配布しています。

- 制度担当課：千葉市都市安全課

TEL：043-245-5896 MAIL：anzen.URU@city.chiba.lg.jp

千葉市 すまいのリユースネット

検索



登録できる空き家について

☑ 登録をするには以下の全ての要件に該当している必要があります。

空き家 は地域貢献として活用したいと考えているものも登録できます！また、不動産業者が800万円（市街化調整区域では500万円）以下で媒介しているものも登録可能となりました！

対象となる空き家は、一戸建ての住宅、兼用住宅、共同住宅の住戸、長屋の住戸です。

住宅の要件

- 市内に所在すること
- 個人が所有する建物及びその敷地であること
- 現に居住又は使用をしていないもの（予定を含む）
- 売却の場合、800万円（市街化調整区域では500万円）を超える希望価格により媒介していないもの
- 賃貸の場合は媒介していないもの
- 建築基準法その他各種法令に違反していないこと
- 特定空家等に該当しないこと

所有者の要件

- 空家等及び空室に係る所有権その他権利を有し、当該空家等及び空室の売却又は賃貸を行うことができる者
- 市税の滞納がない者
- 暴力団密接関係者等でない者

*上記要件を満たしている場合でも、現地調査等の結果、登録をお断りする場合があります。

登録できる利用者について

利用者 は空き家に居住したい個人の方や空き家を活用して地域に貢献する事業を行いたい団体も対象です！

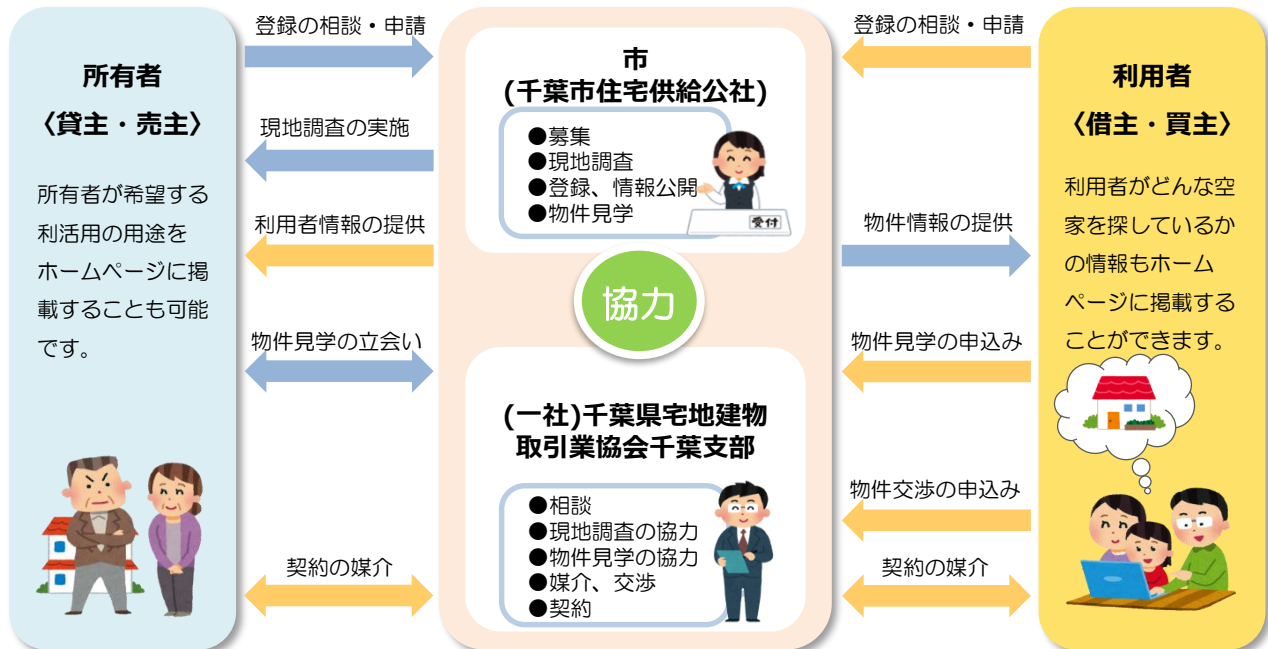
☑ 登録をするには以下の全ての要件に該当している必要があります。

要件

- 空家等又は空室の利用を希望する者
 - 暴力団密接関係者等でない者
- ※転売を目的とする不動産事業者は登録できません。

すまいのリユースネットの仕組み

*不動産業者が媒介していない場合



*不動産業者が800万円（市街化調整区域では500万円）以下で媒介している場合

